

## 令和 6 年度 永平寺町道路除排雪作業用燃料支給事業

### 事業注意事項

- ・ 申請書をご提出いただいた区長様宛へ、資格証を送付します。
- ・ 令和 6 年度と表に表記されたものが対象の資格証になります  
(令和 5 年度と書かれたものは使えません)
- ・ 事業期間は令和 6 年 1 2 月 1 日～令和 7 年 3 月 3 1 日となります。
- ・ 除排雪作業以外の燃料に使用することは絶対にお止め下さい。
- ・ 除排雪作業の対象は、生活道路や歩道、防火水槽(消火栓)周辺、ごみ集積所、集落センターなどとなります。
- ・ 事業期間での最大支給量はガソリン・軽油の合計で 200 リットルまでです。
- ・ 対象となるガソリンスタンドは、下記のとおりです。(どちらでも OK)
  - (有)小玉石油：松岡神明 1 丁目 1 3 4
  - (株)永伸商事 永平寺給油所：東古市 1 6 - 5 - 1
- ・ 燃料購入の際には、指定された容器を持参して下さい。
  - ※ガソリン → ガソリン携行缶
  - ※軽油 → 軽油用ポリ容器
- ・ 燃料購入の際には、必ず資格証を持参し、提示をお願いします。また、消防法令により身分証明書の提示や使用目的の確認が必要となります。
- ・ 燃料を指定数量以上保管する場合は、消防署への届出が必要となる場合がありますので、必要に応じて購入してください。  
(指定数量 ガソリン：40 リットル以上、軽油：200 リットル以上)
- ・ 万が一、資格証を紛失された場合は、直ちに建設課までご連絡下さい。  
(建設課：0776-61-3948)
- ・ 当該事業の執行にあたり発生した事故・傷害等の責任は、支給を受けた団体が負うものとする。